

保護者 様

福島市立庭塚小学校長 渡邊 かほる

新型コロナウイルス感染症予防への学校対応について（改訂版）令和2年9月より施行

※波線が訂正箇所になります。

1 基本方針

- (1) 感染症予防に取り組み、すべての児童が安心して学ぶことができる環境を作る。
 - ① 「大集団を作らない」「密閉空間を作らない」「近距離の接触をしない」等、3密を避ける。
 - ② 感染の偏見や児童の不安をなくすための心の教育を推進する。
- (2) 臨時休業等への学習の遅れの不安を解消し、すべての児童の学習権を保障する。
 - 学びが大好き、学びに夢中になる子どもを目指し、意図的・計画的・組織的に指導する。
- (3) 感染症について正しく理解し、家庭や関係機関との連携を図って予防に努める。

2 学校における感染症対策

(1) 基本的な感染症対策

- ① 毎朝、昇降口で検温表、マスクやハンカチを確認し、忘れた児童は、保健室で対応する。
- ② 身体的距離が十分にとれる場合や熱中症の心配がある場合を除き、マスクを着用する。
- ③ 発熱がある児童、具合の悪い児童については、保護者に連絡し、下校を促す。
- ④ 手洗い、手指の消毒の機会を増やす。
 - 石鹸を使った手洗いをする。
 - 教室の入り口に消毒液を常置し、活用する。
- ⑤ マーキングや表示などをして、人との距離を確保できる環境づくりをする。
- ⑥ ドアノブ、水道蛇口を消毒は、家庭用洗剤を使用し、児童と教職員が行う。

(2) 各担任による各教室での対応策

- ① 教室前後のドアと校庭側の窓2箇所、廊下側天窓は常に開けておく。又は、休み時間毎に、ドアや窓を5分間、2方向開けて換気する。
- ② 朝の健康観察を丁寧に行う。
 - 家庭からの記入表を確認しながら健康観察を行う。
 - 風邪症状が見られる場合は、再度検温し、必要に応じて早退させる。
- ③ 登校時、外から戻った時、咳やくしゃみや鼻をかんだ時、トイレの後、給食時、清掃後、教材器具等の使用後（共有のものを触った時）に、石鹸を使った手洗いを徹底する。
- ④ 常に児童の心の声に耳を傾け、学級の時間等で心の安定を図る。相談員等の活用も考慮する。
- ⑤ 心と体の健康のために、朝の時間や休み時間の遊びや運動を奨励する。

(3) 授業を行う際の留意点等

- ① 机の向きは全員黒板を向かせ、児童同士が対面にならないようにする。
- ② 机の間隔を1m以上離し、床にマーキングして移動しないようにする。
- ③ 複数学級合同の場合は、校庭、体育館、多目的ホール等の広い場所を使用する。
- ④ 教材、教具、情報機器などを使用する場合は、手指の消毒や手洗いをを行う。
- ⑤ 教室移動の際は、1mの間隔をとって歩くように指導する。
- ⑥ 各教科ごとに、以下のことについて特に留意する。

体育	<ul style="list-style-type: none"> ○ マスク無しで行う。着用の場合は、激しい運動を控え健康観察を十分に行う。（指導者はマスク着用。リスクがある場合は外してもよいが児童との距離2m以上確保） ○ 体育館や校庭での学習の前後は、石鹸による手洗いを徹底する。 ○ 可能な限り、屋外で行い、集合や整列の場面を少なくする。
----	---

	○体育館を使用する場合は、足元の窓や側面扉を開けて十分に換気を行う。 ○水泳着替は、低学年・中高学年男子は教室、中高学年女子はプール男女更衣室で行う。
音楽	○歌唱指導は、一人一人の間隔を空け、同じ方向を向いて歌うようにする。
家庭	○調理実習は、 <u>感染予防と衛生面に十分に気をつけて、実施する。</u>
保健	○新型コロナウイルス感染や予防のための手洗い指導を養護教諭と連携して、実施する。
道徳	○偏見や差別を生まないように道徳科を中心に指導する。

(4) 給食時の対応策

- ① 配膳・食事中ともに会話を控え、児童同士が対面にならないよう机を配置し、教室で食べる。
- ② 食事中は、手元にハンカチを置くなどして、咳エチケットを徹底する。
- ③ 牛乳パックは、洗わずにそのまま配膳室へ返す。
- ④ 配膳は、手洗い・消毒・エプロンとマスク着用を徹底し、衛生面について十分配慮する。
 - 顔や他の場所を触らないよう指導して児童が配膳する（1・2年には補助職員が入る）。

(5) その他の対応策

- ① 清掃は学級清掃とする。床はモップ以外の雑巾拭きも行う。トイレ掃除は、教職員が行う。
- ② 洋式トイレ使用時は、ふたをしてから流す。また、トイレ室内は、常に窓とドアを開け換気に努める。換気扇と電灯を常時ONにし、必要以上にスイッチ等を触らないようにする。
- ③ 校庭の遊具使用は、密にならないように、学年ブロックごとに使用を配当する。
- ④ 昇降口についても、密にならないように下駄箱等の使用を工夫する。
- ⑤ 感染拡大予防対策の表示を玄関に設置し、来校者に協力をお願いする。
 - 職員玄関で、記名と消毒を行い、移動範囲を最小限にする。
 - 校内で活動や作業をする場合は、検温及び健康状態確認を依頼し記録に残す。
- ⑥ 教職員も毎朝検温表を提出し体調管理と感染症予防に努める。(土・日・祝日等休日も行う)
- ⑦ 学校・保健・学年だよりを通して、保護者に感染拡大予防への協力をお願いする。

- 毎朝、検温・健康観察を行い、記入表に記入すること。(土・日・祝日等休日も行う)
 - 毎日、マスクを着用させ、清潔なハンカチと検温表を持たせること。等
- ⑧ エアタッチやアイコンタクトなどの方法を統一し、身体的接触は避けるようにする。

3 学校教育活動の具体的方策について

(1) 各教科等の実施

- ① 新学習指導要領の指導事項をもとに、休校等で遅れた内容は、精選し意図的・計画的に再編成し、児童に負担のない指導を組織的に行う。
- ② 学習内容や質の保障に配慮した授業づくりの充実に努め、学習内容の保障に努める。
 - 資質・能力の育成を目指し、家庭学習との連動や習得・活用・探究の設定などを考慮した単元構成を作成し、効率のよい授業展開に努める。
- ③ 算数科のTT指導等、全職員のチーム力を発揮し、きめ細やかな指導を行う。

(2) 学校行事の実施

- 意義や必要性を十分考慮した上で、規模の縮小、時間短縮、延期や中止等を検討する。

(3) 心のケアや偏見・差別を生まない指導

- ① アンケートや定期相談、臨時教育相談を行い、全職員で児童の心の声に耳を傾け、支援する。
- ② 生徒指導全体会で情報を共有し、家庭やS CやS S W、他機関と連携して指導する。

【参考文献】

福島市公立学校 新型コロナウイルス対策 対応マニュアル（福島市教育委員会8月20日）
 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生マニュアル～「学校の新しい生活様式」～
2020.8.6 Ver.3（文部科学省）